

告 示

埼玉県告示第百六号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量一点、大字新井宿地区）

三 作業地域

川口市大字新井宿地内

四 作業期間

平成三十一年二月一日から平成三十一年三月三十一日まで